（国際協力）

第百三十七条の五　機構は、その業務を国際的協調の下で行う必要があるときは、外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行、国際機関その他これらに準ずるものとの情報の交換その他必要な業務を行わなければならない。

第百三十九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「権限」の下に「（第二項の規定により証券取引等監視委員会に委任されたものを除く。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限のうち、次に掲げるものを証券取引等監視委員会に委任することができる。

一　第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定による権限（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、指定親会社、金融商品取引業者子特定法人、指定親会社子会社等及び証券金融会社（次号において「金融商品取引業者等」という。）に関するもの並びに金融商品仲介業者及び同法第二条第十一項に規定する登録金融機関に関するもの（同項に規定する金融商品取引業者の委託を受けて当該金融商品取引業者のために行う同項各号に掲げる行為に係るものに限る。）に限る。）

二　第百三十六条第二項及び第百三十七条第二項の規定による権限（金融商品取引業者子特定法人、指定親会社子会社等、金融商品取引業者等の子会社及び金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者に関するものに限る。）

三　その他政令で定めるもの

3　証券取引等監視委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告するものとする。

第百三十九条に次の二項を加える。

5　証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第二項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

6　前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局長を指揮監督する。

第百三十九条の次に次の一条を加える。

（証券取引等監視委員会に対する不服申立て）

第百三十九条の二　証券取引等監視委員会が前条第二項の規定により行う報告又は資料の提出の命令（同条第五項の規定により財務局長又は財務支局長が行う場合を含む。）についての行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立ては、証券取引等監視委員会に対してのみ行うことができる。

第百四十一条中「賄賂」を「賄賂」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百四十一条の二　特別監視代行者又は機構代理がその職務に関し賄賂を収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2　特別監視代行者又は機構代理が法人であるときは、特別監視代行者又は機構代理の職務に従事するその役員又は職員がその職務に関し賄賂を収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。特別監視代行者又は機構代理が法人である場合において、その役員又は職員が特別監視代行者又は機構代理の職務に関し特別監視代行者又は機構代理に賄賂を収受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とする。

3　犯人又は法人たる特別監視代行者若しくは機構代理の収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百四十二条中「前条第一項」を「第百四十一条第一項若しくは第二項又は前条第一項」に、「賄賂」を「賄賂」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百四十二条の二　次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第百二十六条の三第三項の規定による命令に違反したとき。

二　第百二十六条の十七の規定による命令に違反したとき。

第百四十四条中「第八十二条」の下に「（第百二十六条の九及び第百二十六条の十八において準用する場合を含む。）」を加える。

第百四十五条第一項中「破綻金融機関の取締役、執行役若しくは理事、会計参与（会計参与が法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員）、監査役」を「破綻金融機関若しくは特別監視金融機関等の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員（業務を執行する社員が法人である場合にあつては、その職務を行うべき者）、日本における代表者、会計参与（会計参与が法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員）、監事、監査役若しくはこれらに準ずる者若しくは」に、「監事若しくは支配人」を「支配人」に、「破綻金融機関を所属金融機関とする金融機関代理業者（金融機関代理業者」を「破綻金融機関を所属金融機関とする金融機関代理業者若しくは株式会社商工組合中央金庫（株式会社商工組合中央金庫が当該破綻金融機関である場合に限る。）の株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方若しくは当該特別監視金融機関等を所属金融機関とする金融機関代理業者、株式会社商工組合中央金庫（株式会社商工組合中央金庫が当該特別監視金融機関等である場合に限る。）の同項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方、当該特別監視金融機関等を所属保険会社等とする生命保険募集人若しくは損害保険募集人若しくは当該特別監視金融機関等を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者（これらの者」に改め、同条第二項中「（金融機関代理業者」を「若しくは株式会社商工組合中央金庫（株式会社商工組合中央金庫が当該被管理金融機関である場合に限る。）の株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方（これらの者」に改め、「（第七十七条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「又は第八十一条第一項」を「又は同項」に改める。

第百四十六条第一号中「及び第百一条第七項」を「、第百一条第七項、第百二十六条の三十一、第百二十六条の三十二第四項及び第百二十六条の三十八第七項」に、「第百条（第百二十六条の三十七において準用する場合を含む。）、」に、「の規定」を「又は第百二十六条の二十四第二項（第百二十六条の二十五第四項（第百二十六条の二十六第八項において準用する場合を含む。）の規定」に改め、同条第二号中「又は第百十五条」を「、第百十五条、第百二十六条の三第五項又は第百二十六条の八」に改める。

第百四十七条第三号中「及び第百十八条第四項」を「、第百十八条第四項、第百二十六条の三十一、第百二十六条の三十二第四項、第百二十六条の三十八第七項、第百二十七条の二第二項及び第百二十八条の二第二項」に改め、「第九十六条第三項」、「第九十七条第二項」及び「第九十八条第二項」の下に「（第百二十六条の三十七において準用する場合を含む。）」を、「第百七条第二項」の下に「、第百二十六条の二十二第七項において準用する場合を含む。）」を、「第百二十三条第一項」の下に「、第百二十六条の二十七第二項、第百二十六条の三十五第三項」を加える。

第百四十八条を次のように改める。

第百四十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第三十七条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二　第五十五条の二第二項の規定による資料を提出せず、又は虚偽の資料を提出した者

第百四十九条第一項第一号中「第百四十三条」を「第百四十二条の二又は第百四十三条」に改め、同項第二号イ中「金融機関代理業者」を「金融機関代理業者等」に改め、同号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　業務を執行する社員（法人に限る。）